

平成30年度事業計画  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

公益社団法人長野県バス協会

バス事業は、乗合バスにあっては特に生活路線において慢性的な利用者減少により、路線の維持は大変厳しい状況にある。貸切バスにあっては、規制緩和後の新規参入事業者の増加に伴い状況は依然厳しいが、軽井沢町で発生したスキーバス転落事故により、バス事業者と旅行事業者との実態が明らかになり、各種対策が講じられている。新運賃・料金制度は一般利用者にも正確に浸透しつつあり、旅行業に関してはランドオペレーターに対する登録制度も創設され、ダンピングによる安全性の低下や訪日旅客に対する免税店の連れまわしなどにも歯止めがかかることとなった。

どのような状況にあっても、乗合・貸切バスに共通した公共性は不変であり、社会状況に合った多様な輸送形態にも柔軟に対応しながら、公共交通機関として社会的責任を果たしていかなければならない。

なお、昨年6月に一般社団法人北陸信越貸切バス適正化センターが指定され、同年8月より貸切バス全事業者を対象に巡回指導が行われている。会員事業者には業務委託により協会が行っており、平成30年度においても同様に継続実施する方向である。引き続き安全管理体制の充実を推進していく。

この巡回指導については様々な要因のもと、将来的には協会への業務委託をしない本来の適正化実施機関による会員・非会員の一元化が具体的に検討されている。

運転者不足は運輸関連事業全般として深刻な問題であり、日本バス協会とも連携し、国に対して改善施策を要請していく。

運輸事業振興助成交付金制度については、「輸送の改善」「安全運行の確保」「環境保全」等のため、国土交通省・総務省の基本通達及び県の補助金交付要綱等に沿って、引き続き的確な遂行に努めていく。

バス協会は公益社団法人として、次の各事項を重点にバス事業の諸課題の解決に積極的に取り組み、地域や利用者のニーズに対応していくこととする。

## 1. 総務関係

### (1) バス協会長表彰の実施

バス事業の健全な発展に寄与した会員事業者を対象に表彰を行う。

### (2) 未加入事業者の協会加入促進について

バス業界の地位向上や協調性による個々の事業収益の向上を進めるには多くのバス事業者の協会加入が不可欠である。ここ数年は、特に軽井沢バス事故を契機として新規入会が続いており、今後もその傾向が続くものと思料される。健全な協会には健全な事業者が加入することが重要であり、各地域会員の情報等をもとに的確に判断し促進を図る。

### (3) 緊急時の輸送協定の締結等について

公共交通機関として、県民の緊急輸送・避難時のバスの役割に関して県や一部の自治体との協議を引き続き進めていく。

東日本旅客鉄道会社長野支社からは、協会に対して近年の豪雨や豪雪といった予想外の自然災害にも的確に対応できるような協力依頼もあった。

こうした事象に必要な連携はなされているところであるが、あらためて県内各地域における会員各社の体制や状況の再確認もお願いしたい。

### (4) 「信州バスまつり」について

信州バスまつりは隔年開催で過去4回の実施をしており、本年度は開催の年にあたるが、協会最大の行事にもかかわらず地理的な要因などもあって県内全会員挙げてのイベントとはならず、また一部事業者への負担が大きいこと、バス事業における慢性的な人手不足なども手伝って実施の是非を問う声もあるが、バスの利用促進やバス事業の現状等の周知には大きなインパクトとなり、来場者の期待も大きいことは明確であることから実施することとしたい。

## 2. 労務問題への対応

(1) 政府で検討が進められている時間外労働の上限規制等について、日本バス協会と連携し対応するとともに、労使交渉に関する情報・連絡活動を行う。

(2) 労働関係法令改正の周知及び自動車運転者の改善基準等について、労働当局の指導や自動車運転者時間管理等指導員制度により、遵守のための取り組みを進める。

(3) 運転者不足が深刻となっていることから、次の事業を実施する。

#### ①大型2種免許取得支援の補助制度

- ②運輸局とともに高等学校・専門学校を訪問し就業要請
- ③テレビ、新聞等を活用した現状周知
- ④県女性就業支援事業への積極的な協力

### 3. 補助助成等及び税制対策

#### (1) 生活路線補助関係

地域公共交通確保維持改善事業制度が、的確に運営が図られるよう引き続き取り組むとともに、交通政策基本法及び基本計画に基づく諸施策について日本バス協会と連携して関係機関に働きかけるなど適切に対応していく。

#### (2) 運輸事業振興助成交付金関係

協会が行う事業及び各事業者への助成事業は、国の基本通達及び県の補助金交付要綱・規則等に沿い国・県の指導協力を得て、適切かつ効率的に実施する。

#### (3) その他バス関係予算関係

安全対策・交通バリアフリー対策・環境対策としての衝突被害軽減ブレーキ・ドライブレコーダーの装着やノンステップバス・低公害バスの導入促進のため、国・県の補助制度と合わせて協会補助の更なる充実を進めていく。

### 4. 乗合バス対策

#### (1) 生活路線の維持等

- ① 各地域の公共交通会議等において、長年のノウハウを持った地域乗合事業者の活用による交通ネットワークの確立を要請していくとともに、自治体との関係が重要になることから連携を深めていく。
- ② 新バリアフリー法に基づき、ノンステップバスの普及促進に努める。その際、バスベイ等道路整備のバリアフリー化等についても日本バス協会と連携し関係機関に働きかけていく。
- ③ パークアンドバスライド駐車場、利用促進のための交通システム、結節点の施設やバス優先対策など諸施策の拡充と推進について円滑に実施できるよう関係事業者とともに関係機関に働きかけていく。
- ④ 生活路線の維持のため、県や各自治体と連携のもと地域住民の利用促進への理解・協力を働きかけていく。また、小・中学校の児童生徒へのバスの乗り方教室等を関係当局と連携のもと開催し理解を深めていく。

- ⑤ 行政より異分野連携による地域公共交通の生産性向上として様々な取組みが示されており、一例として貨客混載の運送が可能になるなど従来のあり方が転換しており、こうした取り組みに対する情報の周知等を図る。
- ⑥ 外国人利用者が増加していることから、多言語案内等対応する施設整備の充実を図っていく。

## (2) 運賃について

- ① 利用者促進のための運賃・料金制度について、日本バス協会と共に調査検討を進め、各種導入状況の情報を収集し提供していく。
- ② 運賃・料金の改定は各事業者の判断によるところであるが、日本バス協会と連携し、改定手続きの簡素化等について関係行政機関に要請していく。

## (3) 高速バス関係について

高速道路における施設の改善整備・料金割引等について、日本バス協会とともに公共交通機関重視の体系を要請していく。

## 5. 貸切バス対策

- (1) 新運賃・料金制度がより一層適切に遂行されるよう一般利用者や旅行業界等に対し、運賃・料金制度について引き続き周知を図っていく。
- (2) 貸切バス評価・認定制度は、現在半数近くの会員が認定を受けており、これは利用者が安全面で事業者を選択する仕組みであり、信頼性向上につながるるとともに、許可の更新における試験の免除がなされており、適正化事業の巡回指導でのインセンティブも想定されることから、全会員の認定に向けて取り組んでいく。
- (3) 貸切懇話会が、情報共有・健全な競争の確立・輸送秩序等諸問題について意見交換を行い、より充実した場となるよう補助規定に基づき支援していく。

## 6. 輸送秩序対策

- (1) 白バス等輸送秩序対策については、会員の情報・意見が反映できるように各地域貸切懇話会の意見等も参考にして取り組む。
- (2) 白バスや名義貸等については、特に宿泊施設等の送迎の状況により関係機関に取り締まりを要請していく。
- (3) 貸切バス運賃については、新制度により適正化しつつあるので、より確実

なものとするため、関連情報に基づき関係機関に指導を要請していく。

- (4) ライドシェアはタクシー事業への影響が必至であり、バス事業に及ぶことも懸念されるため、タクシー協会と情報交換しながら注視していく。

## 7. 安全輸送体制の確立

- (1) 民間指定機関として設置された北陸信越貸切バス適正化センターは、昨年8月から国が行う貸切バス事業の監査の補完としての巡回指導を開始した。当協会は業務委託により会員に対する巡回指導を実施する。
- (2) 「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう周知徹底を図る。
- (3) バスジャック及びテロ事件等に対する危機管理対策に万全が期されるよう、「バスジャック統一对応マニュアル」とテロ対策通達の周知徹底を図る。
- (4) 安全輸送体制確立のため、事故対策機構等における適性診断受診料、運行管理者・整備管理者の受講料の助成の取扱いについて、引き続き協会事業として一層推進し事故防止を図る。
- (5) バス事故の3割を占める車内事故を防止するため、車内事故防止キャンペーン等を通して、利用者に対する啓発活動を積極的に推進する。
- (6) 行政等関係機関が主体で実施している運行管理者・整備管理者等講習の開催にあたり、円滑な運営を図るため協力と支援をしていく
- (7) 運転者の健康に起因する事故が多発しているため、SASについて全運転者の受診を進めるとともに、脳血管疾患対策ガイドラインに沿った措置を講ずることを推進していく。
- (8) 運行管理者試験制度に関する業務実施と運営を円滑適切に執行する。
- (9) 自動車運転時間等管理指導員制度は、バス事業者の自発的労務管理の改善につながることから積極的に協力し推進を図る。

## 8. 輸送環境の改善及び環境対策

- (1) バス輸送の定時制確保が円滑に図られるよう関係機関との連携を密にし、バス専用・優先通行帯整備の拡充と、交差点周辺容量の不足解消等渋滞対策事業など走行環境改善と規制対策の強化を求めていく。
- (2) 交通バリアフリー化推進に係るリフト付きバス等に関わる乗降停留所周辺の整備及びバス停付近の違法駐車対策等、バス停車環境の改善を図るよう関係行政機関等に求めていく。

- (3) NOx・PM法の排出基準による運行規制に対し、情報提供や関係協会と連携をとり適切に対応する。
- (4) 「ディーゼル黒煙クリーン」及び「エコドライブ」を柱とする日常の環境対策の実施推進運動については、恒常的且つ積極的に取り組むよう支援する。

## 9. 広報活動の推進

- (1) ホームページにより、当協会の活動状況やバス事業の現状等及び公共交通機関の情報提供を積極的に行う。
- (2) 「バス利用まごころサービス月間」、「信州バスまつり」及び「バスの日」の行事を通して、バス事業に対する理解を深めバスの利用促進を図る。
- (3) バス事業の現状（運転者不足等）や環境・交通安全等をテレビ番組や新聞広告、ラジオスポットで、一般利用者に周知し事業への理解を図る。